

## 入札の質問に対する回答書

(公告日 令和4年11月21日)

令和4年12月9日

横浜市資源循環局 施設課

件名

資源循環局旭工場で発電した電力の売却

上記の入札に関し、質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質 問	回 答
1	自己託送受電者は今回の買受人とは別で決まっております、あくまで売払いのみの契約となる認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
2	自己託送受電者が別で決まっている場合、自己託送受電者が自由に計画を変更できるということはない認識でよろしいでしょうか。 また、現時点でいただいている自己託送計画から多少のブレはあるものの、大幅なずれはない認識でしょうか。	計画に変更が生じた際は別途協議させていただきます。 また、自己託送計画からの大幅なずれはありません。
3	第8条に契約保証金について記載がありますが、銀行保証も可との認識で相違ないでしょうか。	売払契約約款第2条第2項(2)のとおりです。
4	自己託送の使用量の確定値についてはどのような形でもらえるのでしょうか。	自己託送の使用量は通知されず、自己託送量を差し引いた売却電力量が通知されます。
5	仕様書別紙の3条2項は前払いするときのみで通常確定値が公表された後に清算する場合は該当しない認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	「自己託送計画については、原則、前日11時までに通知する」と記載がございますが、前日10時までにご変更いただくことは可能でしょうか。	仕様書別紙第17条第4項のとおり、原則、11時までの通知となります。
7	自己託送予定電力量は売買電力計画書の予定売却電力量に含まれていない(=除外済み)、という認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。